

平成30年8月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成30年8月10日 午後3時00分
第一委員会室
- 2 閉会日時 平成30年8月10日 午後3時55分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	藤本耕次郎
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉

5 会議に付した事項

- 第1号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について
- 第3号議案 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

午後3時00分開会

○事務局長() 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年8月期古賀市農業委員会総会を開催させていただきます。

開催をさせていただく前に、成立要件の説明をさせていただきたいと思います。農業委員会に

おきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3号に基づき、総会は現に在任する議員の過半数の出席がなければ成立することができないとうふうな規定がございます。本日の出席委員は20名で全員でございますので、本総会は成立したことを、まずは御報告をさせていただきます。

また、議長の選出でございますが、古賀市農業委員会規則第6条に基づき、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、今回の議事進行については、会長のほうによろしく願いいたします。

○議長（ 君） こんにちは。きょうは本当に大変暑い中、現地確認をしてもらいまして、本当にありがとうございます。

本日から改正農業委員会、ここで選出された新しい議員が、農業委員さんと農地最適化利用推進委員さんの初会議でございます。忌憚のない意見をもらって、これからの古賀市農業がますます発展していきますように、忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

では、ただいまから、8月期の審議を始めさせていただきます。

○議長（ 君） 本日の議事録署名委員は、中野委員と澁田正明委員さん、お願いします。

○議長（ 君） では、第1号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号8から順にお知らせ願います。

〔議案朗読〕

○議長（ 君） ちょっと休憩をとります。

午後3時05分休憩

午後3時08分再開

○議長（ 君） では、再開します。

○係（ ） それでは、第1号議案、農地法第5条の許可申請、番号8について、御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、売買を行い、建売住宅に転用するという内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは位置図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、古賀市立小野公園の北東に位置します斜線部3筆であります。

次に、農地区分の御説明をいたします。申請地の東側、南側は、河川による分断。北側は宅地

による分断。西側には一部農地の広がりがございますが、他地目による分断があり、10ha未満の広がりであることから第2種農地であると事務局では判断をしております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の4ページをごらんください。今回の建売住宅17戸の建築に関する計画が示されておるところでございます。まず、道路に関しましては、北側の1号地と15号地の間から新設道路をつくる計画となっており、1号地から11号地、14号地、15号地につきましては、新設の前面道路から乗り入れをする計画となっております。また、16号地、17号地につきましては、西側の既設道路からの乗り入れを行います。各号ごとに境界を設けまして、駐車場をそれぞれ2台ずつつくる計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。まず雨水排水につきましては、各戸ごとに建屋の周囲に雨水枡を設け、1号地から11号地と14号地から15号地につきましては前面道路の新設側溝から南側河川へ放流する計画となっております。また、16号地及び17号地につきましては、西側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水について、御説明をさせていただきます。汚水及び雑排水につきましても、1号地から11号地、14号地から15号地については、前面道路の集落排水管へつなぎ込み、排水を行います。16号地及び17号地につきましては、西側の既設道路の集落排水管に排水する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の5ページをごらんください。まず上から、A-A'断面、B-B'断面、C-C'断面、D-D'断面とございますが、こちらは4ページの切り込み図と照らし合わせてごらんいただければと思います。まず、A-A'断面においては、最大62cmの盛土、及び33cmの切土、B-B'断面においては最大19cmの切土、C-C'断面におきましては、最大40cmの盛土及び41cmの切土、D-D'断面においては、最大97cmの盛土及び51cmの切土を行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成30年7月21日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、何か御質問がありましたら。

 委員、どうぞ。

○委員（15番 君） ただいま、事務局より説明がありましたが、補足をさせていただきます。平成30年5月31日に、薦野農区の開発委員会が開催されております。薦野農区は水利の関係で、2条件を附しまして、その条件を満たした図面が提出されており、水利委員長の

署名捺印も確認しております。

補足は以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明と、 委員さんの補足説明がありましたが、ほかに何かありましたか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決をとらせてもらって、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案の番号8に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案の番号9、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕、

○係（ ） それでは、第1号議案、農地法第5条の許可申請、番号9について、御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、介護福祉施設を建築するという内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。今回の申請地は、古賀市米多比児童館の北東に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。申請地の西側及び東側につきましては、宅地による分断。南側につきましては、河川による分断。南東側から南西が河川の北側部分でございますが、こちらにかけて、一部農地の広がりがございますが、北東側につきましては他地目、集落による分断がございます。そして、南東側につきましては、段差による分断があることから、10ha未満の広がりであり、2種農地であると事務局では判断をしております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。こちらには、今回の介護福祉施設の建築に関する図面が示されておるところでございます。まず乗入口につきましては、西側の道路、こちら6ページを見ていただきますと、既設の道路から乗り入れ道路、558番1のほうを広げるような計画となっておりますが、こちらの西側道路から建屋のほう、侵入口1カ所となっております。また、今回北側に崖、いわゆる法面が高いところがございますが、こちらにつきましては、県の崖条例に基づきまして、建屋を少し南側に引いた形をとっておるところでございます。

東側につきましては、既存のコンクリートブロックが一部ございますけれども、こちらと別に境界につきましては、新しくコンクリートブロックをつくる計画となっておりますのでございます。

それでは、雨水及び雑排水関係について、御説明をさせていただきます。まず雨水につきましては、建屋の周囲及び駐車場部分に雨水枡を設けまして、今回新しく侵入口側に分筆しております558番側ですね、こちらとあと北側の法面側でございますが、新しくこちらにU字溝を設ける計画となっております、こちらを通じまして最終的に南側の道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。汚水及び雑排水等につきましては、今回集落排水管を通すため、前面の西側道路、こちらのほうに新たに集落排水管を引き込みまして、最終的に南側道路、こちらのほうに本管が通っておりますので、こちらへつなぎ込みをする計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の8ページをごらんください。今回こちらで大文字のAと小文字のaのA-a断面から、E-e断面までが示されておるところでございます。まずA、小文字のa断面におきましては、最大85cmの盛土及び40cmの切土。B、小文字のb断面におきましては、最大30cmの盛土。C、小文字のc断面におきましては、最大84cmの盛土、及び23cmの切土。D、小文字のd断面におきましては、46cmの切土。E-e断面におきましては、切土、盛土はございません。

最後に、地元の水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件付承諾ということで、六つの条件が付されておるところでございますので、読み上げをさせていただきます。1、広域農道から開発申請地までの道路、市道高田線の南側のり面は、農業用水路U字溝で垂直に立ち上げ、道路の有効幅員を最大限確保し、舗装すること。また、農地への農業機械等の出入りに支障がないよう、地権者の要望どおり、出入口を設けること2、市道高田線から申請地西側道路長峯線は、申請地にU字溝を布設し、有効幅員5.5mの舗装道路とすること。また、道路入り口には、隅切りバッチをつけるとともに、長峯線道路からの水が市道高田線に流入しないように施工すること3、計画図では、西側にある駐車スペースが道路から直接出入りできる利用となっているが、出入口以外からの出入りはできないよう、道路側にブロックを敷設すること4、計画図では6台の駐車スペースしか設けられていない。再検討し、余裕のある駐車台数のスペースを確保すること。路上駐車は厳禁5、開発に当たり、近隣事業者、地権者に対し、丁寧に説明し、承諾を得ること6、近隣製材所、工場及び農作業の騒音、臭気、ほこり、農薬散布等に対し、苦情を申し立てないこと。以上、6点の条件を付されまして、平成30年6月25日付の承諾書の提出がっております。あわせまして区域委員の署名捺印をいた

だいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、何か御質問がありましたら、

委員。

○委員（19番 君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、私のほうから補足させていただきます。

本年の6月4日と6月25日に、米多比農区の開発委員会を開催いたしております。米多比農区としましては、先ほど事務局から説明がありましたように、6項目の条件を付しております。その結果の内容ということで、本日の図面というふうになっております。特に介護施設でございますので、4t車クラスのごみ収集車と事業系のごみ収集車等も出入りするということで、広域農道からのこの申請地までの部分ですけども、余り広くない道路でございました。平成元年に農道を拡幅して現状になっているというところでございます。その辺、トラクターとかコンバインとの離合部も含めまして、できるだけ有効幅員を拡幅していただきたいというような条件も付したところでございます。

以上の内容で、図面等も修正がなされて、本日の提出となったところでございます。水利委員長の署名捺印も確認をいたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま委員より補足説明が終わりしましたので、何かほかに御質問がありましたら、何かないですかね。

委員。

○委員（10番 君） 集落排水の話の説明がありましたが、米多比地区はもう集落排水は終わっているのでしょうか。もし終わってなければ、進捗状況あれば。

○議長（ 君） はい、わかりました。事務局、わかりますか。

事務局。

○係（ ） ただいまの御質問にお答えいたします。米多比地区につきましては、集落排水のほうの工事は、もう全て整っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。

ほかに何か御質問ありましたら、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決をとらせてもらってようございますでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案、番号9に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、もう一度、第5条の許可申請、番号10に対して、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、第1号議案、農地法第5条の許可申請、番号1.0について、御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、業務用駐車場に転用するという内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の9ページをごらんください。今回の申請地は、県道清瀧古賀線、田中交差点の北東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。申請地の北側、西側、東側につきましては、他地目による分断、南側につきましては、一部農地の広がりがございますが、こちらにつきましても、その先他地目による分断がございますことから、10ha未満の広がりであり、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。こちらの計画図には、今回の業務用駐車場に関する図面が示されておるところでございます。まず乗入口に関しましては、北側が工場ございまして、今回南側に駐車場をつくるという内容でございますが、現地でご確認いただきましたとおり、北側工場側のフェンスを撤去いたしまして、北側からの進入路を設けまして、こちらの今回の申請地の乗入口が1カ所となっておりますところでございます。また、周囲につきましては、新設のコンクリートブロックを3段ついて、こちらで囲む計画となっておりますところでございます。

それでは、雨水及び雑排水関係について、御説明をさせていただきます。まず、雨水につきましては、水勾配を設け、進入口側、ちょうど北西側でございますが、こちらに新設の雨水ますを設け、そのまま前面の側溝へ排出する計画となっておりますところでございます。

次に、汚水及び雑排水関係について、御説明をさせていただきます。汚水及び雑排水につきましては、今回駐車場であることから発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の11ページをごらんくだ

さい。こちら11ページには、A—A'断面、及びB—B'断面が示されておるところでございます。今回の申請地、まずA—A'断面におきましては、17cmの盛土、B—B'断面におきましては、9cmの盛土及び14cmの切土を行いまして、転圧をかけ、碎石舗装をする計画となっておりますところでございます。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成30年6月27日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、何か御質問がありますでしょうか。

 委員、どうぞ。

○委員（15番 君） ただいま事務局より説明がありました。補足をさせていただきます。

平成30年6月27日に、薦野農区の開発委員会が開催されております。隣地承諾もそろっておりまして、水利委員長の署名捺印を確認しております。

補足は以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま 委員の補足説明がありましたけど、何か御質問がありましたら、何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決をとらせてもらって、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案の番号10に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

では、第1号議案、これで終わりますけど、ただ、1つお願いがあるんですけど、この第1号議案の中にありますけど、5条も4条も3条もそうなのですが、図面が出てくると思います、皆さんから。そのときに、できれば図面に開発委員長さんの印鑑と日付を入れてもらえれば大変助かるのです。一遍、その前に図面と実際の現場が違うたことがあるものですから、そのときもめて大ごとになったことがあるものですから、できればその辺、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（ 君） 続きまして、第2号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局説明、お願いいたします。

○係長（ ） それでは、議案の説明に入ります前に、1件、御説明をさせていただきたいことがございます。古賀市農業委員会におきましては、上程された議案について関係される委員さんがおられる場合には、公正な審議を行っていただくために、その関係のあります委員さんにつきましては、一旦退席をしていただくこととなっております。

今回の2号議案におきましては、 の案件が出ておりますことから、 会長が案御関係者となっておりますので、議案朗読が終わりましたら、一時退席をお願いしたいと思います。また、退席後の進行につきましては、 副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔議案朗読〕

〔 会長 退席〕

○係長（ ） それでは、第2号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定において農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回の議案を上程させていただいております。農業経営基盤強化促進法につきましては、先にお渡ししております学習会資料におきましては、19ページから21ページになっておりますので、よろしければあわせて見ていただければと思います。

13ページをごらんください。左上に平成30年度第5号と書いております。この第5号というものは、今年度になって五つ目の農用地利用集積計画と定めておることとでございます。なお今回、新規で5件の利用権設定の申し出があっております。そのうち1件は解除条件付の申し出、この解除条件付と申しますのは、また後ほど、そのときに御説明をさせていただきます。そのほか、中間管理機構を利用した案件が1件上がっております。それでは、5件、それぞれについて御説明をさせていただきます。

14ページをごらんください。整理番号19、貸手、 、古賀市薦野在住。借り手、 、古賀市薦野在住。利用権を設定する土地は、 の田1筆3,262m²です。貸借りの期間につきましては、平成30年4月20日から平成34年12月末までの5年間の貸借り利用権設定となっております。借り手であります さんの営農状況及び利用権設定の内容につきましては、14ページの下半分の表に記載しておるとおりとなっております。

続きまして、15ページをごらんください。整理番号19、貸手、 、古賀市谷山在住。借り手、農事組合法人 代表理事 、古賀市谷山に事務所がございます。利

用権を設定する土地は、谷山の字河内の畑2筆、面積合計1,927m²でございます。平成30年9月1日から平成34年12月までの5年間の貸借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権の設定内容につきましては、15ページの下半分の表に記載のとおりとなっております。

続きまして、16ページをごらんください。整理番号21、貸手、[REDACTED]、福岡市中央区天神在住。借り手、農事組合法人[REDACTED]代表理事[REDACTED]、古賀市谷山に事務所がございます。利用権を設定する土地につきましては、青柳の字中溝の畑4筆、面積合計2,488m²です。平成30年9月1日から平成34年12月末までの5年間の貸借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定内容につきましては、16ページ下半分の表に記載のとおりとなっております。

続きまして、17ページをごらんください。整理番号22、貸手、[REDACTED]、福岡市在住。借り手、有限会社[REDACTED]代表取締役社長[REDACTED]、福岡市に事務所がございます。利用権を設定する土地は、筵内の字辰ケ元の畑4筆、面積合計5,046m²でございます。平成30年7月1日から平成30年12月末までの1年間の解除条件付での貸借りとなっております。

ここで、解除条件付の利用権設定というものについて、御説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法におきましては、利用権の設定を行うに当たりまして、借り手のほうが常時、農業に従事することが難しいという場合にも、利用権を設定することができます。その際に、利用権解除条件というものを付けるのですが、その借り受けた農地について、適正に利用していない、周りの方との協力体制がなっていないというような場合に、市のほうで解除を行うというものが解除条件付の利用権設定というものになっております。

今回の整理番号22番の案件につきましては、借り手が普段は土木工事を行っている会社でございます。申し込みの際に聞き取りをいたしますと、常にこちらにいるわけではないということでございますので、解除条件を付して申し出を受けておるというところでございます。

その解除条件につきましては、誓約書をとっておりますので、今からちょっと朗読させていただきます。

誓約書、今般、下記物件に対し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行うに当たり、農地の受け手として下記の事項を忠実に履行することを誓約いたします。記、1番、当該地について周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせないように、適正に利用します。2、地元水利組合との話し合いには必ず参加し、他の農業者との適切な役割分担のもとに永続的かつ安定的な農業経営を行います。3、当該土地の利用状況について、毎事業年度の終了時に、古賀市が定める様式により、報告をします。4、上記に違反した場合には、農地の貸付けによる契約の解除及び古賀市による勧告に従います。福岡市東区[REDACTED]の[REDACTED]、有

限会社 [] 代表取締役社長 []、ということで、誓約書をいただいております。

この借り手の営農状況及び利用権設定内容につきましては、17ページの下半分の表に記載しておるとおりでございます。

続きまして、18ページです。整理番号23、貸手、[]、古賀市筵内在住。借り手、公益財団法人 [] 理事長 []、福岡市に事務所がございます。利用権を設定する土地は、筵内の字走り下の畑6筆、合計5,467m²でございます。平成30年11月1日から平成40年10月末までの10年間の貸借りとなっております。こちらの案件につきましては、農地中間管理事業を活用しての事業となっております。

この農地中間管理事業につきましては、先日の学習会資料で申しますと、22ページ、23ページとなっておりますので、御参照いただきながら説明を聞いていただけたらと思います。農地中間管理事業につきましては、直接本人たちが貸借りをするのではなく、農地中間管理機構と呼ばれる公的な機関が間に入って農地の受け渡しをするという形になっております。今回、資料をつけさせていただいております資料1、議案とは別にA4の、失礼しました。A3ですね、こちらスケジュール表をお配りしております。こちらについては、中間管理機構を使うためにこういった流れになりますよという、流れを何となくでわかっていただけたらと思ってお配りしております。

農地中間管理機構については、農地の借り受けの募集を年に2回、5月と11月にやっております。今回、上程しておりました5月に募集があった分について、8月で農地利用集積計画として農業委員会の決定をもらうということで、本日上げさせていただいております。

以上、新規の利用権設定について、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市のほうにて受理をしております。

説明は以上になりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ [] 君） ありがとうございます。ただいま事務局より説明が終わりました。どなたか御質問がありますか。ありませんか。

[] 委員。

○委員（15番 [] 君） 22番のところの利用権設定の件ですが、約5反の面積で、エミューの養育ということですが、これは、何か飼育用の厩舎か何かありますか。あれを建てられているということですか。

○議長（ [] 君） 事務局、説明をお願いします。

○係長（ [] 君） 現在、こちらの土地には柵と餌を置くところに若干の屋根をつけて、農業用施設といかないものの、工作物といいますが、施設は、建築等といいたませんが、設置しているというようなところでございます。

○議長（ 君） 委員、よろしいですか。

○委員（15番 君） 地元の承諾はあるということですが、何で、どれぐらいの数を飼われる。何か公害と言いますか、鳴き声とか、そういうものは心配ないのですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 数的なものですけど、はっきりは数えられておりませんが、現在50かそこらのエミューが飼われるというふうに聞いております。鳴き声等についても、鶏とかほど鳴かずに、ポコポコという、小っちゃな、一見すると鳥が鳴いているようには思わないような鳴き声というのは、事務局のほうで基山町のほうにエミューを飼っているところが、養育しているところがありますので、視察に行つて確認をしておるところでございます。

あとにおいにつきましても、思ったほどというか、においはほとんどしない。しないと言えぱうそになりますけど、かなり近くまで行って、あ、におうなというようなぐらいで、近くの家までにおいがするようなものではないというふうに思っております。

○議長（ 君） 委員、今の説明でいいですか。

○委員（15番 君） はい。

○議長（ 君） ありがとうございます。どなたか、ほかに質問はございませんか。
委員。

○委員（7番 君） これ、計画書を見ますと、使用期間が1年間になっておりますけど、エミューの件なのですけれども、継続してお借りになるとか、あるいは移転されるとか、そういうお話は出ておりませんかでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 何せもうエミューの飼育については、こちらの借り手のほうも初めてのことですし、当面1年でということでお話を聞いております。

その飼育が軌道にのれば、延長であるだとか、あとはまた別個の土地をお借りしてというようなことも考えてあるということでお聞きしております。

○議長（ 君） 委員、よろしいですか。

○委員（7番 君） ようございます。

○議長（ 君） 委員。

○委員（19番 君） このエミューにつきましては、新聞なりテレビあたりで、よく柵から逃げるといふことで、そういったニュースも出てきているという状況なのですが、そういった逃げた場合の対策あたりは考えられているのかどうか。それと、これ賃貸借は無料ということなのですが、現状としてはこの筈内の辰ヶ元、何も耕作されていないような状況になっているかどうか。その2点です。

○議長（ 君） 事務局、説明をお願いします。

○係長（ ） エミューが逃げた場合の対策でございますが、まず逃げた場合の対策と申しますが、逃げないような対策をとっていただくようにはお願いしております。新聞報道とかニュースであっておりますエミューが逃げたという件につきましては、若干柵が低かったのじゃないかというのが1点。それと、飼育している場所に、例えば柵の横に箱を置いていたりとかいうのがあれば、やっぱり足をかけて逃げたりというのは考えられるようなのですが、今回、柵も1m80ぐらいの柵をしていただいておりますし、そういった箱とかを置かないようにというのは十分注意をしておるところでございます。

それと、今の作付状況ではございますが、今回お貸している場所と申しますが、以前市のほうで行いました耕作放棄地対策事業で、耕作放棄地を土地改良して使っていた分ですけれども、なかなかその農地の状況が悪いと、水はけが悪かったりとかして、なかなか使いにくい部分があって、作付はされていなかったという状況で、そこをお借りいただいているというような状況でございます。

○議長（ 君） 委員、よろしいですか。

○委員（19番 君） 問題は、やはり柵はきちんとしていただけるものというふうに思いますけども、やはりこれに対する安全対策ということはしっかりと考えとっていただかないと。筈内地区としては、これが逃げたことによって、あるいは人に危害を加えるなり、そういった面がないとは言えないわけです。そういった安全対策面として、逃げた場合の対応策、こういったところはやはり、この所有者のほうにしっかりと対策を講じるように指導をしていただくというのが必要じゃないかと思えます。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 逃げた場合の対策につきましては、借り手のほうとしっかり話しまして、指導等をしていきたいと思えます。

○議長（ 君） 委員、よろしいですか。

○委員（19番 君） はい。

○議長（ 君） どなたかほかに質問は。ないようでしたら……。

委員。

○委員（17番 君） 同じく、その22番なのですけれども、利用権の初めの30年度7月1日で終期が12月31日で、期間は1年ということになってはいますが、このエミューの飼育自体は大体何カ月、何年ぐらいなのかと、ちょっと聞きたいと思えますけど。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） エミューの飼育は、今後も一応企業の事業としてずっと続けていきたい

というふうには考えておりますので、事業者が失敗しない限りは続けていかれるというふうを考えております。ですので、何年というお答えはちょっとしづらいです。

○議長（ 君） 委員、よろしいですか。

○委員（17番 君） 飼育期間そのものが大体どのくらいかと思ったのです。例えば、出荷まで半年だとか、鶏のプロイラーの場合は何十日とかあるので、そういう期間の関係があるのかなというふうに、ちょっとそういうふうに思ったものですから。わからないならいいです。

○議長（ 君） よろしいですか。事務局。

○係長（ ） 申しわけありません、食肉にする……。答えがそれるかもわかりませんが、エミューは食肉にする以外に、脂分をとって保湿剤に、化粧品にしたりだとか、あとはエミューの卵を使ってアートのものに使うと、いろいろ使い道があるのです。それによっては飼育の年数は変わってくるのかなというふうには思っております。ただ、申しわけありません、はっきりどれぐらい出荷するというのは、すみません、まだ勉強不足です。

○議長（ 君） 委員、よろしいですか。

○委員（17番 君） はい。

○議長（ 君） どなたかほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決してよろしいですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第2号議案、賛成される農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員挙手。第2号議案は承認されました。ありがとうございました。

〔 会長 着席〕

○議長（ 君） 続きまして、第3号議案農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第3号議案の番号1について、御説明をさせていただきます。

あっせん事業については、先日本配りした学習会資料で申し上げますと、24ページから25ページにかけてでございます。簡単にあっせん事業とは何かと申し上げますと、前回の学習会でも御説明をさせていただきましたが、農振農用地を農業者、いわゆる担い手であります農業

者の方が売買される場合に、農業委員会がいわゆる不動産屋とは申しませんが、間に仲介に入って、相手方を見つけてマッチングをさせて、最終的に農地法第3条の許可によって、所有権が移っていくという内容でございまして、今回あっせん委員につきましては、区域担当農業委員さん及び区域農業委員さんの御指名をさせていただいております。

指名をさせていただいております、今回は農業委員でございますが、農業委員の方2名におかれましては、こちらの農地をいわゆる売買で買っていただけるような方、それにそぐわしい、例えば周囲に農地をお持ちでありますとか、そういった農業経営の合理化を進めるために、農業者の方をぜひお探しいただきたいというふうに思っております。

3番議案、番号1の説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、当あっせん委員さん、これで問題ないでしょうか。御意見ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決をとらせてもらって、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第3号議案、番号1に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

委員の方は大変御苦労さまですけど、よろしく願いします。

以上で、議案書、全部承認されました。終わります。以上でございます。

10分間の休憩に入らせてもらいます。

午後3時55分閉会